

タンデム自転車の 2人乗り一般道路走行を解禁

令和2年12月20日から、県内全ての道路で、タンデム自転車の2人乗り走行が可能となりました

タンデム自転車とは

県内の公道で走行できるタンデム自転車は、2人乗り用としての構造があり、ペダル装置が縦列に設けられた自転車です

軽車両

人力車



自転車



普通自転車



ペロタクシー



タンデム自転車

タンデム自転車の特徴

- 一般的な自転車より、車体が長いので、小回りしづらい
- 2人で乗車するので、バランスがとりづらい

乗る際の注意点

- タンデム自転車は、バランスを崩しやすい乗物です
道路で走行する前に、安全な場所で十分に練習を行うことをお勧めします
- 普通自転車とは通行方法等が異なりますので、事前に、「通行方法」、「交通規制」の欄をよく確認してください
- 発進、停止、右左折する際は、互いに声を掛け合うなどして息を合わせましょう
- 安全を確保するため、ヘルメット、手袋等の着用をお勧めします

和歌山県警察

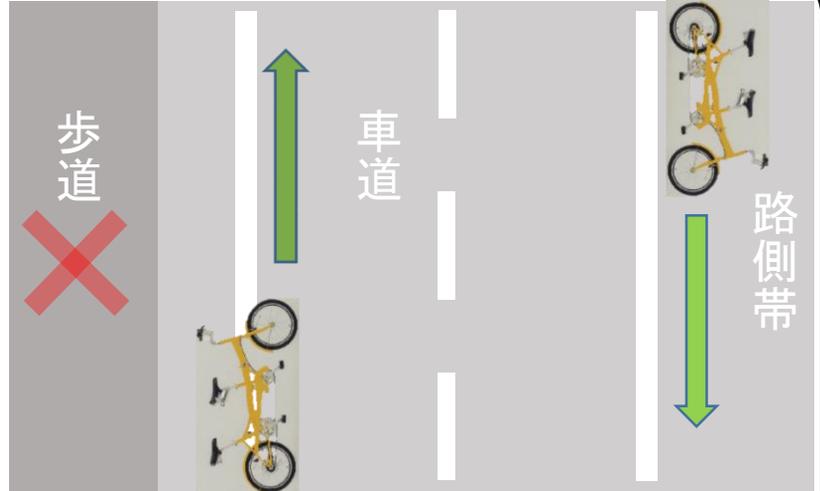
乗車の手順

- 1 前に乗る人が先に自転車にまたがり、ブレーキをかけて自転車を支える
- 2 後ろに乗る人が自転車にまたがり、足をペダルに乗せて踏み出す位置にセットする
- 3 前に乗る人は、後ろに乗る人に合図してから走り出す
- 4 降りるときは、後ろの人から

通行方法

通行場所

- 車道の左端を通行
- 道路左側の路側帯も可
(歩行者の通行を妨げない場合)
- 下の標識があっても
歩道は通行不可



歩行者・自転車専用信号機

従う信号

- タンデム自転車は、**車両用信号機**に従ってください
ただし、歩行者・自転車専用信号機があるときは、
その信号に従わなければなりません



交通規制



自転車を除く

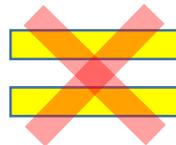


自転車を除く

タンデム自転車は除外されません
補助標識の「自転車」は「普通自転車」
のことです



普通自転車



タンデム自転車